

国立研究開発法人情報通信研究機構の 第6期中長期目標の策定について

令和7年12月22日
総務省国際戦略局技術政策課

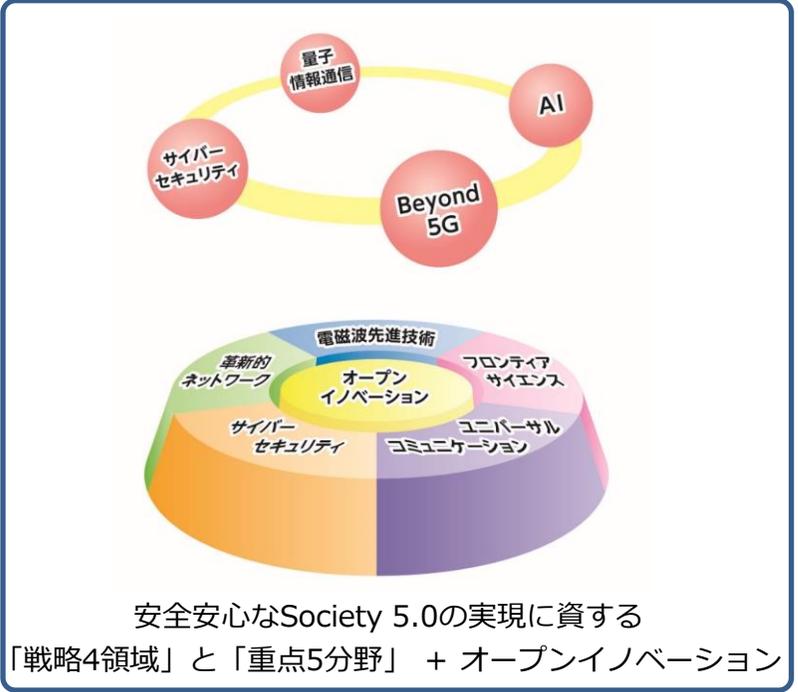
NICT「第5期中長期目標」について

● 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）では、現行の「第5期中長期目標」が令和7年度末で終期を迎えるため、令和8年度からの新たな中長期目標を策定することが必要。

	令和3～7年度	令和8～12年度
政府全体	第6期科学技術・イノベーション基本計画	第7期科学技術・イノベーション基本計画
総務省・NICT	第5期中長期目標・計画	第6期中長期目標・計画

第5期中長期目標の概要

重点研究開発分野



分野横断的な研究開発その他の業務

- Beyond 5Gの推進
 - ◆ 先端的な研究開発を自主研究として実施
 - ◆ 情報通信研究開発基金を活用した研究開発・標準化の支援・実施 等
- オープンイノベーション創出に向けた取組の強化
 - ◆ 社会実装体制の強化
 - ◆ 社会課題・地域課題解決に向けた産学官連携強化
 - ◆ 研究開発ハブ形成によるオープンイノベーション推進
 - ◆ 戦略的な標準化活動の推進
 - ◆ 戦略的なICT人材の育成 等
- 研究支援・事業振興業務
 - ◆ 海外研究者の招へい
 - ◆ 情報通信ベンチャー企業の事業化支援 等

機構法に基づく業務

- 標準電波の発射、標準時の通報
- 宇宙天気予報
- 無線設備の機器の試験及び校正

その他業務運営に関する事項

- 機動的・弾力的な資源配分
- 若手人材を含む多様で優秀な人材の確保
- 報道メディアに対する情報発信力の強化等

「中長期目標」の策定に向けた手続

- 独立行政法人通則法では、主務大臣が中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立研究開発法人審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

■独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

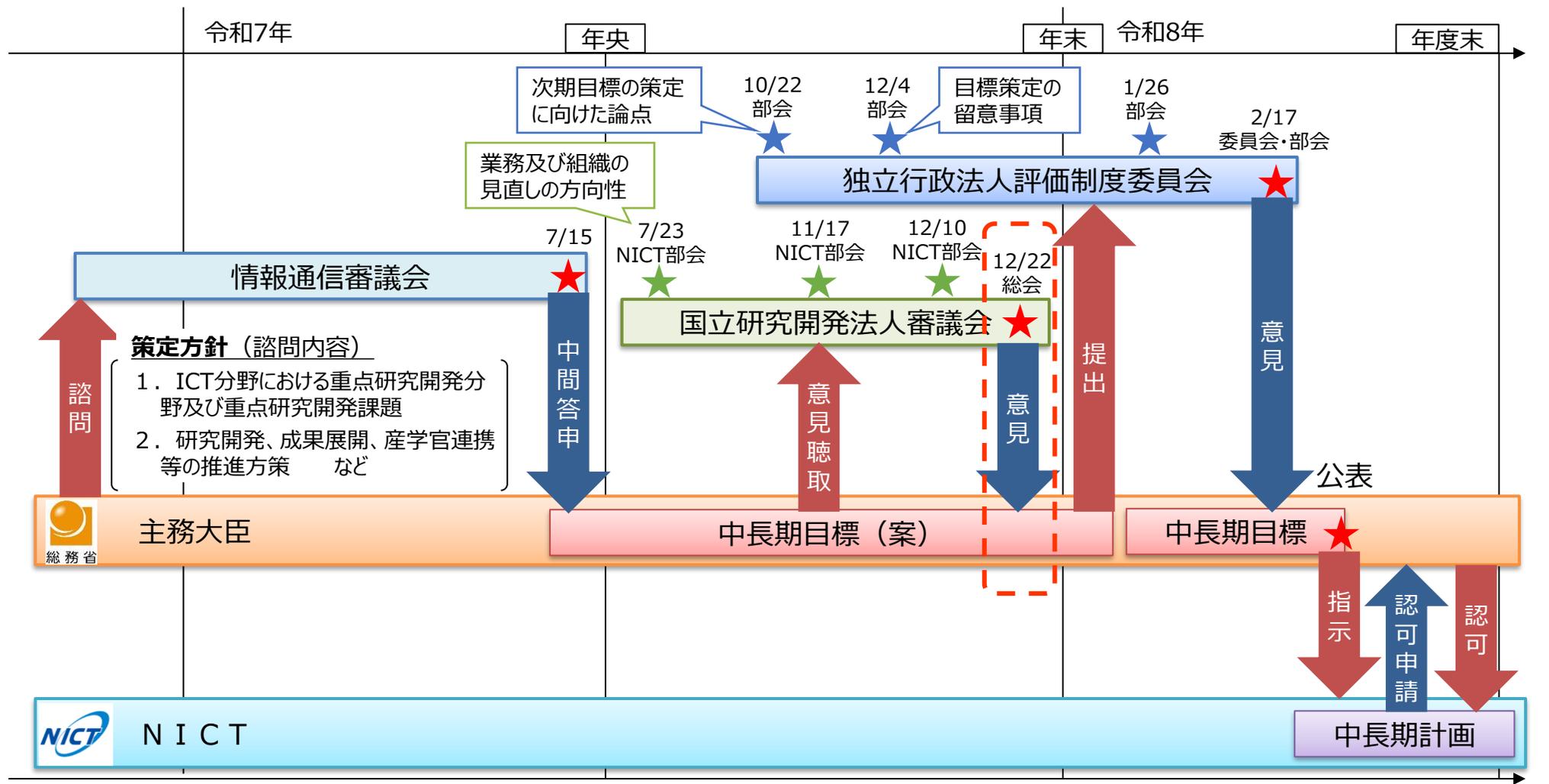
3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、**研究開発の事務及び事業**（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）**に関する事項について、あらかじめ、審議会等**（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）**で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。**

5・6 （略）

NICTの「中長期目標」策定に向けた流れ

- 総務省においては、NICTの中長期目標の策定に資するべく、情報通信審議会において、NICTが取り組むべき重点研究開発分野・課題及び研究開発・成果展開等の推進方策などについて検討。
- 国立研究開発法人審議会の意見を聴取した後、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴取し、令和8年2月を目途にNICTに指示するとともに、公表する必要がある。



次期中長期（令和8～12年度）においてNICTに期待する役割（ミッション）

- （1）国際競争力の強化や経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現への貢献
- （2）民間投資や人材育成を活性化するための触媒となる産学官連携の中核・連結点としての役割
- （3）民間企業等におけるイノベーションを支援する機能の充実・強化
- （4）機構法に基づく社会経済活動を根底から支えている重要業務の継続的かつ安定的な実施

2030年代に目指すべき社会像

- ・ 激甚化する自然災害に対応した強靱な社会
- ・ 誰もがICTの恩恵を享受でき、安心して技術を活用できるデジタル安全社会
- ・ クリーンエネルギーとデジタルインフラによる持続可能で活力のある社会
- ・ 労力の最小化と利益の最大化を可能にする人間中心のAI社会

研究開発等を通じて貢献すべき目標（貢献目標）

災害に強く、強靱な社会インフラの構築

安全で、信頼できる情報通信環境の整備

GX・DXを支える持続可能なICT基盤の構築

DXを通じた効率化・合理化、新たな価値の創造

社会実装機能・外部連携機能等

我が国発の技術の社会実装を促進するためのイノベーションハブ機能の強化

NICTの研究資金配分機関としての機能の強化

NICTにおける研究開発成果の社会実装推進体制の強化

NICTにおける人材の育成・確保

戦略的な標準化活動の推進

スタートアップ支援の推進

戦略領域 我が国の重要政策の実現に不可欠な技術であり、産学官一体となり、横断的かつ戦略的な取組を強力に推進すべきもの

AI・コミュニケーション

Beyond 5G

量子情報通信

サイバーセキュリティ

重点分野 我が国社会を支える情報通信分野の基礎的・基盤的な技術であり、中長期的な視点に立って研究開発等に取り組むべきもの

電磁波先進技術

革新的ネットワーク

サイバーセキュリティ

ユニバーサルコミュニケーション

フロンティアサイエンス

NICTの業務及び組織の見直しの方向性

- 第51回NICT部会（R7.7.23）において、「国立研究開発法人情報通信研究機構の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置」についてご議論いただいたところ、それに基づき、第6期中長期目標（案）を策定。

1 業務

- (1) 我が国の重要政策の実現に不可欠な技術であり、産学官一体となり、横断的かつ戦略的な取組を強力に推進すべきものとして、以下の4領域を「**戦略領域**」と位置づけ。
 - ①AI・コミュニケーション、②Beyond 5G、③量子情報通信、④サイバーセキュリティ
- (2) 我が国社会を支える情報通信分野の基礎的・基盤的な技術であり、中長期的な視点に立って研究開発等に取り組むべきものとして、以下の5分野を「**重点分野**」と位置づけ。
 - ①電磁波先進技術分野、②革新的ネットワーク分野、③サイバーセキュリティ分野、④ユニバーサルコミュニケーション分野、⑤フロンティアサイエンス分野
- (3) NICTの研究開発成果を民間企業や大学等に橋渡しするための「**社会実装機能**」及びNICTが有する施設・設備や蓄積された知見等を活用して民間企業等のイノベーションを促進するための「**外部連携機能**」の充実・強化を図り、特に以下の事項に取り組む。
 - ①我が国発の技術の社会実装を促進するためのイノベーションハブ機能の強化、②NICTの研究資金配分機関としての機能の強化、③NICTにおける研究開発成果の社会実装推進体制の強化、④NICTにおける人材の育成・確保、⑤戦略的な標準化活動の推進、⑥スタートアップ支援の推進

2 組織

- (1) 研究開発成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営の一層の確保を図るため、組織体制の不断の見直しを図る。

※NICTの持つ将来の課題解決や新たな価値創造につながる研究開発成果
- (2) 研究開発成果の社会実装のため、NICTの技術シーズ※と外部機関のニーズの橋渡しを担う体制を整備。

第6期中長期目標の構成（案）

大項目	中項目	小項目	評価単位					
I.政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	1.政策体系における法人の位置付け及び状況の変化	2.法人の現状と課題	3.法人の役割(ミッション)	—				
II.中長期目標の期間	5年間(令和8年4月～令和13年3月)			—				
III.研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	1.戦略的に推進すべき技術領域	(1)AI・コミュニケーション (2)Beyond 5G (3)量子情報通信 (4)サイバーセキュリティ		○ ※1				
	2.重点的に推進すべき基礎的・基盤的研究開発等	(1)電磁波先進技術分野		○				
		(2)革新的ネットワーク分野		○				
		(3)サイバーセキュリティ分野		○				
		(4)ユニバーサルコミュニケーション分野		○				
		(5)フロンティアサイエンス分野		○				
	3.イノベーションの基盤となる研究開発課題	① レジリエントICT基盤技術 ② Beyond 5Gアーキテクチャ構成技術 ③ テラヘルツ波ICTプラットフォーム技術 ④ グローバル量子セキュアネットワーク技術 ⑤ Beyond 5G/6G時代のテストベッド構築技術 ⑥ 先端ICTデバイス開発基盤技術		○ ※2				
		4.社会実装機能・外部連携機能等	(1)我が国発の技術の社会実装を促進するためのイノベーションハブ機能の強化 (2)研究資金配分機関としての機能の強化 (3)NICTにおける研究開発成果の社会実装推進体制の強化 (4)戦略的な標準化活動の推進 (5)積極的かつ戦略的な国際連携の推進 (6)国土強靱化に向けた取組の推進 (7)ICT人材育成の強化 (8)研究支援業務・事業振興業務等		○			
	5.NICT法第14条第1項第3号から第5号までの業務	(周波数標準時の通報、標準電波の発射、標準時の通報 等)		— ※3				
	IV.業務運営の効率化に関する事項	1.機動的・弾力的な資源配分	2.調達等の合理化	3. DXを通じた業務変革と働きやすさの向上	4.業務の効率化	5.組織体制の見直し	○	
V.財務内容の改善に関する事項	1.一般勘定	2.自己収入等の拡大	3.基盤技術研究促進勘定	4.出資勘定	○			
VI.その他業務運営に関する重要事項	1.NICTIにおける人材の育成・確保	2.研究開発成果の積極的・効果的な情報発信	3.情報セキュリティ対策の推進	4.コンプライアンスの確保	5.内部統制に係る体制の整備	6.研究セキュリティ・インテグリティの確保	7.情報公開の推進等	○
総合評価				○				

※1 我が国の重要政策の実現等にどのように貢献しているかという観点から評価するものとし、個別の研究開発課題等に関する評価はⅢ.2.～4.において実施する。

※2 各研究開発課題毎に評価を実施する。 ※3 Ⅲ.2.の研究開発等と併せて実施する。

ご意見をいただきたい観点

- 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、令和6年11月26日最終改定）を踏まえ、以下の観点からご意見をいただきたい。

項目	主な観点（詳細は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（別紙1「目標策定の際に考慮すべき視点」を含む）を参照）
総論	<ul style="list-style-type: none"> ○ 項目で定めた目標が、全体として整合性が取れたものとなっているか。 ○ 法人の役割(ミッション)、業務、国の諸政策に関する方針等を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けた適切な目標となっているか。
I.政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府方針等においてどのような役割が求められているかが明確にされているか。 ○ 法人の「強み」又は「弱み」が役割の発揮にどのように影響するのかが分析されているか。 ○ 法人を取り巻く環境の変化が役割の発揮にどのように影響するのかが明確にされているか。
III.研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要度等が合理的かつ厳格に設定されているか。 ○ 「最終的に達成すべきアウトカムに着目した目標」について、最終的にどのような政策的成果を目指すのかが明らかにされているか。 ○ 関係機関・団体との分担・協働の趣旨が可能な限り明らかにされているか。
IV.業務運営の効率化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的・効率的な業務運営と研究開発成果の最大化の両立の実現に資するかという観点から目標が設定されているか。
V.財務内容の改善に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 繰越欠損金については、繰越欠損金解消計画が適切に設定され、又は当該計画が適切に見直され、実行されるような目標が策定されているか。
VI.その他業務運営に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材確保・育成方針について、法人がその政策実施機能を最大限に発揮する上で真に必要なかどうかとの観点から厳選した事項となっているか。

総合科学技術・イノベーション会議 第11回基本計画専門調査会(R7.12.19)資料1を基に、総務省において関連部分を抜粋。

第1章 基本的考え方

1. 現状認識

(1) 国内外の経済・社会情勢の変化

- ・我が国では、急激な人口減少と少子高齢化が一層進行しており、これに伴う構造的な労働力不足が一段と顕在化。
- ・地球規模課題の観点でも、国内外で豪雨や猛暑が深刻化。 等

(2) 国際秩序と地政学的リスクの変化

- ・先端技術の獲得が経済成長のみならず国家安全保障に大きな影響。AI、量子、半導体、バイオ、宇宙、サイバーといった先端科学技術分野は、国家の競争力と安全保障を左右する最前線(フロントライン)に。 等

(3) 科学技術・イノベーションを巡る情勢

- ・基礎研究から社会実装までの加速度的短縮と「科学とビジネスの近接化」
- ・科学技術・イノベーション政策の「安全保障化」と戦略技術の囲い込み
- ・AIと科学の融合による研究開発パラダイムの転換
- ・国際的研究人材獲得競争の激化 等

2. 基本計画30年間の実績と課題

3. 目指すべき未来社会

- ・今後、目指すべき国の姿は、従来のSociety 5.0を念頭に置きつつ、過去5年間の変化も踏まえ、科学技術・イノベーションの力によって持続的な経済発展を実現し、それによって様々な社会的課題の解決を強力に推進できる「強い経済」が実現でき、高度な科学技術の社会での普及によって信頼と秩序のソフトパワーを国力の国際的競争力にまで高めている社会

- ① 科学技術・イノベーションの強力な推進により、AIや量子といった新たな技術領域における成果創出が進展し、持続的な経済成長が確保され、このような経済の持続的成長が、更なる科学技術・イノベーションを生み出す好循環(成長する、サステナブルなエコシステム)を作り出し、それにより様々な社会課題解決への道筋が提示されるとともに、国家安全保障が確保されている「豊かで安心・安全な社会」。
- ② こうした科学技術の力により、経済的な豊かさだけでなく、質的な豊かさや多様さを実現し、国民一人ひとりが生きがいを持って社会参加を続けることができ、誰もが心身ともに「豊かで」「希望にあふれた」人生を送ることができる、一人ひとりの多様なwell-beingにチャレンジし、実現できる社会。

4. 科学技術・イノベーション政策の転換

- ・科学技術・イノベーション政策と国家安全保障政策との有機的な連携を一層強化し、政策体系を構築
- ・戦略的自立性と不可欠性の観点から、重要技術、サプライチェーン、重要インフラ、データ基盤を強化
- ・同盟国・同志国等との連携を深化させ、グローバルなエコシステムとのつながりを深化 等

総合科学技術・イノベーション会議 第11回基本計画専門調査会 (R7.12.19) 資料1を基に、総務省において関連部分を抜粋。

第2章 知の基盤としての「科学の再興」

1. 新たな研究領域の継続的な創造

2. 国際ネットワークの構築

3. 多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な輩出

(1) 優れた研究者の育成・確保・活躍促進

(2) 高度専門人材の育成・確保・活躍促進 等

4. AI for Science による科学研究の革新

(1) AI利活用研究 (AI for Science) とAI研究 (Science for AI) の推進

(2) AI駆動型研究を支えるデータの創出・活用基盤の整備 等

5. 研究施設・設備、研究資金等の改革

(1) 先端研究設備等の整備・共用・高度化の推進 等

6. 基盤的経費の確保と大学改革の一体的推進等

7. 国立研究開発法人の改革

・我が国が様々な課題に直面する中で、継続的かつ安定的に研究活動を推進し、優れた研究成果やイノベーションの創出を通して、こうした課題解決に貢献していく国研の役割が、これまで以上に期待されている。今後、国が戦略的に設定する重要技術領域に係る研究を先導しつつ、経済安全保障上の課題にも対応する際、社会への役割周知と人材確保の観点においても、国家的課題への対応という国研のミッションを中長期目標に位置付ける。

・産学官連携の中核として、企業・大学・行政の協働を促進し、国研の特性に応じつつ、基礎研究や応用研究の推進、研究成果や技術シーズの徹底した社会実装とイノベーション創出等を図る。

・国研間も含めて、組織的な連携体制を強化することにより、共同研究や重要技術の継承の仕組み整備、知的財産(知財)の管理と活用、人材交流を推進し、産業競争力、地域活性化に貢献する。

・国研の、国家戦略に基づき国家的課題等を担う産学のプラットフォームとして新たな取組を試行的に行う場としての機能を強化し、政策実施にかかる複雑なシステムが生み出す予期せぬ効果を把握することにも注力し、得られた知見について大学等を含め展開を図っていく。 等

第3章 技術領域の戦略的重点化

1. 重要技術領域の考え方

2. 新興・基盤技術領域

3. 国家戦略技術領域

総合科学技術・イノベーション会議 第11回基本計画専門調査会(R7.12.19)資料1を基に、総務省において関連部分を抜粋。

第4章 科学技術と国家安全保障との有機的連携

1. 国家安全保障に資する研究開発の推進

- (1)デュアルユース技術の戦略的研究開発
- (2)関係府省の連携体制の構築

2. 経済安全保障の観点重視した技術力の強化

- ・「オフキャンパス」の担い手としての可能性など、国家的課題を担う機関としての国立研究開発法人のミッションを中長期目標に再定義する。 等

3. 研究セキュリティの強化

第5章 産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化

1. 産学連携の推進・世界で競い成長する大学の実現

2. スタートアップ・エコシステムの形成
3. 地域イノベーションの推進
4. 知財・標準化戦略の推進

第6章 戦略的科学技術外交の推進

第7章 推進体制・ガバナンスの改革

【出典】

総合科学技術・イノベーション会議
第10回基本計画専門調査会(R7.11.27)
資料3

新興・基盤技術領域

- 次世代船舶技術、自律航行船技術といった造船関連技術
- 極超音速技術、先進航空モビリティ技術といった航空関連技術
- 次世代情報基盤技術、ネットワークセキュリティ技術といったデジタル・サイバーセキュリティ関連技術
- 農業エンジニアリング技術といった農業・林業・水産関連技術(フードテックを含む)
- エネルギーマネジメントシステム技術、資源循環技術といった資源・エネルギー安全保障・GX関連技術
- 災害等の観測・予測技術、耐震・免震技術といった防災・国土強靱化関連技術
- 低分子医薬品技術(生物学的製剤を除く)、公衆衛生技術といった創薬・医療関連技術
- 先端機能材料技術、磁石・磁性材料技術といった製造・マテリアル(重要鉱物・部素材)関連技術
- MaaS関連技術、倉庫管理システム技術といったモビリティ・輸送・港湾ロジスティクス(物流)関連技術
- 海洋観測技術、海上安全システム技術といった海洋関連技術

国家戦略技術領域

- 機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム、AIモデルによる機械学習アルゴリズムプログラム、AIモデルによる機械学習サポートプログラム、AIロボット基幹技術といったAI・先端ロボット関連技術
- 量子コンピューティング技術、量子通信・暗号技術、量子マテリアル技術、量子センシング技術といった量子関連技術
- 先端半導体製造関連技術や光電融合技術といった半導体・通信関連技術
- 医薬品・再生医療等製品の候補物質等の探索・最適化・製造・製剤技術、新品種の開発・育種・ゲノム編集技術といったバイオ・ヘルスケア関連技術
- プラズマ技術やトリチウム回収・再利用技術といったフュージョンエネルギー関連技術
- 衛星測位システム、衛星通信技術、リモートセンシング、軌道上サービス、月面探査、輸送サービス技術といった宇宙関連技術

主な項目の担当大臣

1. 「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野

AI・半導体
造船
量子
合成生物学・バイオ
航空・宇宙
デジタル・サイバーセキュリティ
コンテンツ
フードテック
資源・エネルギー安全保障・GX
防災・国土強靱化
創薬・先端医療
フュージョンエネルギー
マテリアル(重要鉱物・部素材)
港湾ロジスティクス
防衛産業
情報通信
海洋

内閣府特命担当大臣(人工知能戦略)／経済産業大臣
国土交通大臣／内閣府特命担当大臣(経済安全保障)
内閣府特命担当大臣(科学技術政策)
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣(経済安全保障)
経済産業大臣／デジタル大臣
内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略)
農林水産大臣
経済産業大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(科学技術政策)／デジタル大臣
内閣府特命担当大臣(科学技術政策)
経済産業大臣
国土交通大臣
経済産業大臣／防衛大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣(海洋政策)

2. 分野横断的課題

新技術立国・競争力強化
人材育成
スタートアップ
金融を通じた潜在力の解放
労働市場改革
介護、育児等の外部化など負担軽減
賃上げ環境整備(※)
※中小等の生産性向上・事業承継・M&A等
サイバーセキュリティ

経済産業大臣
文部科学大臣
スタートアップ担当大臣
内閣府特命担当大臣(金融)
厚生労働大臣
日本成長戦略担当大臣
賃上げ環境整備担当大臣
サイバー安全保障担当大臣